

1 勝田中学校生徒心得

(1) 通学について

- ① 通学規定に従うこと。
- ② 登校・下校の際は、服装言動に気をつけ本校生徒としての品位を保つこと。
- ③ 通学途上の買い食いはしないこと。

(2) 校内での生活について

- ① 始業時刻に遅れないように登校し、下校時刻は厳守すること。始業に遅れた場合は、必ず職員室に登校したことを告げてから教室に行くこと。
- ② 教室移動など、授業開始のチャイムの前にすみやかに規律正しく行動すること。
- ③ 始業後は校外に出ないこと。
- ④ 他人の自転車や道具を無断では絶対に使用しないこと。
- ⑤ 他の教室・特別教室などには、用件以外は立ち入らないこと。
- ⑥ 持ち物は、統一して購入しているものについてはきちんと氏名を記入すること。
- ⑦ 校内で非常の事態が起こった場合は(病気、けが、火災など)すぐに先生に連絡、又は、大声でみんなに知らせること。
- ⑧ 体育館、運動場などの使用は、使用規定に従うこと。
- ⑨ 校内は常に整理整頓し、いつも清潔に保つように心がけること。
- ⑩ 生徒会の決定事項、学級の話し合いで決まったこと、その他学校で定められた各種の生活規定などはすすんでよく守ること。
- ⑪ **携帯電話は、持ってこないこと。**無断で持ち込んだ場合は、先生が預かり返却は保護者にする。
- ⑫ ゲーム機など不必要な物や貴重品は学校に持参しないこと。
- ⑬ においがきつく他人が不快に感じるものは使用しないこと。

(3) 礼儀について

- ① 先生や目上の人に対しては、敬語を使い、場合に応じてのあいさつやえしゃくを忘れないこと。
- ② 生徒間においても、お互いに敬愛し、礼儀正しくすること。
- ③ 言葉は簡潔で、ていねいに遣うこと。
- ④ 人の注意は素直に受け入れ、自己の向上に役立てること。

(4) 金銭について

- ① 必要でないお金を持たないこと。会費、集金などは、登校後すぐに関係の先生又は、所定の場所へ提出すること。
- ② 必要なお金は、担任に預けること。
- ③ 友だち同士のお金の貸し借りや、物の売り買いはしないこと。
- ④ 万一、物品やお金をなくしたときは、直ちに担任に届けること。

(5) 諸届けについて

- ① 欠席、遅刻、早退などする時は、保護者をとおして、事前に担任へ届け出ること。
- ② 授業の見学・欠課は事前に教科担任に届け出、許可を得ること。
- ③ 忌引きの場合は、次の規程により担任に届け出ること。
父母～7日、祖父母～3日、兄弟姉妹～3日
- ④ 本人が出席停止の病気にかかったときは、学校に申し出ること。
- ⑤ 長期の旅行に出かける場合は、事前に担任に届け出ること。

(6) 校外での生活について

- ① 本校生徒としての品位を保ち、保護者の指示に従うこと。
- ② 長期休業中の生活や特別なことがらについては、別に定められた規定や指示に従うこと。

2 勝田中学校の服装について

(1) 学生服・学生ズボンについて

日本PTA連絡協議会(日P連)の標準マーク入りの学生服・学生ズボンを着用する。

(2) 衣替えについて

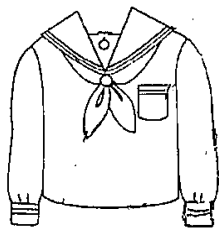
夏・冬服の衣替えや移行期間については、学校が指示する。

(3) 制服について

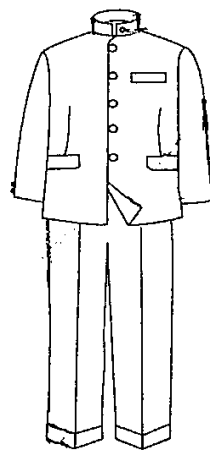
- ① 冬は、男子は白カッターシャツを着用する。女子は白ブラウスを着用する。派手にならない程度のベスト・セーターを着用してもよいが、袖・裾・襟元から見えないようにする。
- ② 男子・女子の冬服・夏服については、所定の位置にネームが入っていること。
- ③ 男子のベルトは暗色のもの(黒紺茶など)とする。
- ④ 女子のスカートは紺のプリーツスカート(膝下がかくれる程度)とする。
- ⑤ 女子のリボン(エンジ)は、バランスよく結ぶ。

口冬服

〈女子〉学校指定のものを着用する。



〈男子〉学校指定のものを着用する。



口夏服

〈女子〉

- ・学校指定のセーラー服かブラウスを着用する。

〈男子〉

- ・学校指定のカッターシャツを着用する。
- ・裾はズボンの中に入れる

(4) 靴について

運動に適したものを履くこと。

(5) 靴下・下着について

- ・靴下は白・黒・紺色とし、ワンポイントは可とする。女子のストッキングはベージュか黒色とする。
- ・下着は淡色とし、ワンポイントは可とする。

(6) その他

- ・冬は学校指定のウインドブレーカー、マフラー、手袋などを通学途上着用してもよい。ただし、ウインドブレーカーを着用する場合は、制服の上へ着用すること。
- ・体育時の服装は学校で指定したものを着用する。

3 頭髪について

(1) 頭髪

髪型については、保護者と本人の判断において

「目的や場所に応じて、髪型を考える」。

また、教科によって学習の妨げにならないようくくすることを指示する場合もある。(ゴムは暗色のものを使用する。)

安全面を考慮し、自転車通学者はヘルメットを着用することができる髪型にすること。

(2) 禁止事項

男女ともパーマ、染色など特別な加工をしないこと。

4 通学規定について

(1) スクールバス通学について

- ① 登下校については、各停留所へ時間厳守にて集合のこと。
- ② 急用、病気、その他特別の事情が生じて乗車しない場合は、運転者に伝わるように連絡すること。
- ③ バスの中に危険物を持ち込まないこと。
- ④ 車内でのマナーを守り、友だちや運転者に迷惑をかけないこと。
- ⑤ 運転者からの注意はよく守り、車両を大切にし、車内も自分たちで清潔に心がけること。

(2) 自転車通学について

- ① 自転車通学者はそのことを申し出て、別紙により学校長の許可を受けなければならない。
- ② 許可を受けた自転車は所定の位置に許可証を貼付し使用すること。(特別な事情により他の自転車を使用するときは、学校に申し出ること。)
- ③ 標準ハンドル以外は装着しない。
- ④ 雨天の場合はカップパを使用すること。
- ⑤ ハンドル前のバスケットには、危険性を考慮し雨カップパや体操服程度の軽いものを入れること。
- ⑥ 自転車には荷台を設置し、カバンは荷台にしっかりとくくりつけること。
- ⑦ 両足スタンドを設置すること。
- ⑧ 自転車の本体に後輪ロックの鍵がついていること。
- ⑨ 交通規則を厳守すること。

特にヘルメットは必ず着用すること。

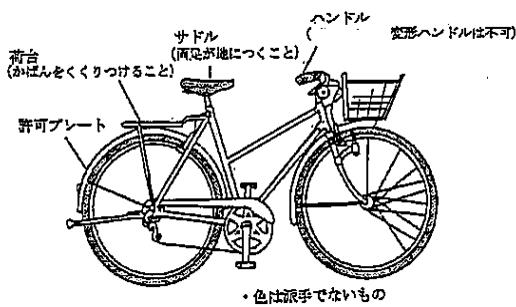
※ノーヘル・2人乗りで注意を受けた場合

1回目 家庭連絡

2回目 家庭連絡 1週間自転車通学禁止

- ⑩ 常に安全に整備した自転車を使用すること。
- ⑪ 自転車は車両であり、事故には賠償責任が伴うことを自覚して、安全に対する注意を怠らない。
- ⑫ 登校したら必ず施錠すること。

※次のような自転車を使用し、点検を必ず受けること。



(3) 徒歩通学について

交通マナー(横断歩道を渡るなど)をよく守り、安全に気を付ける。

生徒会と協議をし、2022年度改訂
2023.4から運用

